

令和5年度羽曳野市特別職報酬等審議会（議事概要）

1 会議名

令和5年度羽曳野市特別職報酬等審議会

2 開催日時及び開催場所

日時：令和5年11月27日（月） 午後2時00分～午後2時50分

場所：羽曳野市役所 議会棟 第2委員会室

3 出席委員数

5名中5名出席

※羽曳野市特別職報酬等審議会規則第6条第2項の規定により過半数の出席があったため、会議は成立します。

4 会議次第

1 開会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審議事項

議題：市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

5 閉会

5 審議事項

●市長、副市長及び教育長の期末手当の額

賛成とする者 5名 反対とする者 0名

令和5年11月2日付けの「市長、副市長及び教育長の期末手当の額」（別紙①）について、年間の期末手当の支給月数を4.4月分から「4.5月分」とすることについて承認

(質疑・意見 等)

●委員

羽曳野市のトップに立つ市長は、市職員を率いている責任や、市に対する貢献に問題がないのであれば、人事院の勧告に従って給与アップでもいいのでは。

●委員

公務員の給与体系と、中小企業の賃金構造が異なり、中小企業は大企業の下請けで、賃金がなかなか上げられない状況であるが、一生懸命に仕事をされているのであれば、給与アップは問題ない。反対ではない。

●委員

世間では賃金アップとなっている。これは自然な形である。羽曳野市のトップに立つ市長の給与なので、もっと高くてもいいのでは。給与アップは問題ない。ちなみに、現在は給料を減額されているのか？

(事務局)

現在、市長の給料は3割減額をしており、また退職手当は支給しないと、条例に定められています。

●委員

羽曳野市のトップに立つ市長の給与は、本来はもっと高いのでは。将来、市長になりたいという目標を子供たちに持ってもらうためにも、市長の給与はもっと引き上げてもいいのでは。

●委員

今回0.1月上げる根拠は？

(事務局)

人事院の給与改定の勧告では、直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較し、民間の支給割合が4.49月と算出されたことから、ボーナスの支給割合を「4.5月分」とする勧告が出されています。

これに準ずる形で、年間4.4月分から「年間4.5月分」（プラス0.1月分）とする改定を行うこととなります。

6 意見具申

会議の結果を受けて、令和5年11月29日に市長に報告

(意見具申については別紙②)

羽曳野市特別職報酬等審議会
会長 木村 三千世 様

羽曳野市長 山入端 創

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）の期末手当の額について、下記のとおり意見を求めます。

記

1 理由

特別職の給料等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の特別職の給料等の額、一般職の職員の給与改定の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時適切に決定してきたところ

このたび、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行う予定であり、特別職の期末手当の額について、本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理解が得られるものとするために、本審議会の意見を求めるもの

2 項目

特別職の期末手当の支給月数

(参考) 現行制度
年間4.4月分

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

羽曳野市長 山入端 創 様

羽曳野市特別職報酬等審議会
会長 木村 三千世

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について（意見具申）

羽曳野市特別職報酬等審議会は、羽曳野市特別職報酬等審議会規則に基づき、「市長、副市長及び教育長の期末手当の額」について審議を行ったところ、下記のとおり意見具申します。

記

○市長、副市長及び教育長の期末手当の額について

昨今の社会経済状況等から民間の支給月数との均衡を図るため、人事院の勧告に基づいて国家公務員の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が改定された。これを受けて、当市の一般職の職員も同様に改定される方向であると聞いている。賃上げの波が大きくなってきている昨今の社会経済状況等を踏まえると、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げることも妥当である。市長は給料3割減額もされている中で、市長、副市長及び教育長の給与水準等は、期末手当の支給月数を改定したとしても、市長等の職務の責任や市への貢献を考えれば問題ない範囲であるとの結論に至った。

改定後の支給月数	現行の支給月数
年間 4 . 5 月分	年間 4 . 4 月分